十八項第二号及び第十九項第二号中「第二十二項」を「第二十四項」に改め、同条第二十項第一号中「第十八条の十三の四第一項第三号」を「次項」に、「施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する提出」を「提出（同条第十五項に規定する提出をいう。次項において同じ。）」に改め、同項第三号中「以下第二十三項まで」を「第五号及び第二十三項から第二十五項まで」に改め、同条第三十一項を同条第三十三項とし、同条第三十項を同条第三十二項とし、同条第二十九項を同条第三十一項とし、同条第二十八項中「第二十四項第三号」を「第二十六項第三号」に、「第二十四項第二号」を「第二十六項第二号」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「」とあるのは「相続上場株式等（第二十四項第三号に規定する相続上場株式等をいう。次項及び第八項において同じ。）」と、「移管先の特定口座」とあるのは「」を「の移管先の特定口座」とあるのは「相続上場株式等（」を「の移管先の特定口座」とあるのは「」の」に、「施行令第二十五条の十の二第十五項」を「第二十八項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十五項中「第二十一項」を「第二十三項」に、「第二十二項の」を「第二十四項の」に、「第二十二項第一号」を「第二十四項第一号」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第二十五条の十二の三」を「第二十五条の十二の三第四項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項を同条第二十三項とし、同条第二十項の次に次の二項を加える。

21　施行令第二十五条の十の二第十五項前段に規定する財務省令で定める書類は、相続上場株式等移管依頼書の提出をする者に係る次条第四項に規定する住所等確認書類とする。

22　施行令第二十五条の十の二第十五項に規定する財務省令で定めるものは、次条第一項第二号イに掲げる署名用電子証明書及び同号ロに掲げる情報が記録された電磁的記録とする。

第十八条の十二第一項中「（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）」を削り、同項第一号ロ中「（平成十二年法律第百二号）」を削る。

第十八条の十三の三第一号中「同項」を「同条」に改める。

第十八条の十三の四第一項第二号中「写し」の下に「又は当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録」を加え、同項第三号中「若しくは送付」を「、送付若しくは送信」に改め、「掲げる書類」の下に「又は電磁的記録」を、「特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」の下に「同条第十五項に規定する」を、「、書類」の下に「、電磁的記録」を加え、同条第二項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、「（特定口座内保管上場株式等移管依頼書を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同条第四項中「第二十二項各号」を「第二十四項各号」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第十八条の十三の五第二項第六号ロ中「総額」の下に「（当該特定口座を開設していた居住者又は恒久的施設を有する非居住者が締結した金融商品取引法第二条第八項第十二号ロに規定する投資一任契約に基づき当該特定口座が開設されていた金融商品取引業者等に支払うべき費用の額（次号ロにおいて「投資一任契約に基づき支払うべき費用の額」という。）のうち当該特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額（法第三十七条の十一の四第二項第一号イに規定する取得費等の金額の総額の計算上処理された金額を除く。）がある場合には、当該必要経費に算入されるべき金額を加算した金額）」を加え、同項第七号ロ中「総額」の下に「（投資一任契約に基づき支払うべき費用の額のうち当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額（法第三十七条の十一の四第二項第一号ロに規定する差益金額及び差損金額の計算上処理された金額を除く。）がある場合には、当該必要経費に算入されるべき金額を加算した金額）」を加え、同項第八号中「第二十五条の十の十一第八項」を「第二十五条の十の十一第九項」に改める。

第十八条の十三の六第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第二十五条の十の十一第六項」を「第二十五条の十の十一第七項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第四項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項第三号中「第二十五条の十の十一第八項」を「第二十五条の十の十一第九項」に改め、同項第四号中「第二十五条の十の十一第八項」を「第二十五条の十の十一第九項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十八条の十五第六項中「第三条第一項」を「（平成十年法律第九十号）第三条第一項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「この条に」を「この項、第十七項、第二十二項第一号及び第二十三項第一号に」に改め、同項第三号中「、特定非課税累積投資契約」を「又は特定非課税累積投資契約」に改め、同条第九項第三号中「同号ハ(1)」を「同項第六号ハ(1)」に改め、同条第十五項第一号中「第十八条の十五の五まで、」を「この条及び」に、「及び第十八条の十五の九において」を「において」に、「以下この項、第二十七項及び第二十八項」を「第三号及び第二十七項」に改め、同項第二号中「その」の下に「金融商品取引業者等変更届出書の法第三十七条の十四第十三項に規定する」を、「提出を受けた」の下に「非課税適用確認書等（」を加え、「（同項第一号に規定する非課税口座開設届出書に添付して提出されたものを含む。以下第十八条の十五の九において「非課税適用確認書」という。）若しくは勘定廃止通知書若しくは」を、「勘定廃止通知書又は」に、「書類を含む。以下第十八条の十五の五まで及び第十八条の十五の九」を「書類を含む。）」をいう。次項第二号、第二十八項第二号及び第三十項第二号」に、「法第三十七条の十四第七項」を「同条第七項」に改め、同条第十六項第一号中「第十八条の十五の五まで、第十八条の十五の八及び第十八条の十五の九」を「この条及び第十八条の十五の八」に改め、「以下この項、及び「第三十項並びに」を削り、同項第二号中「その」の下に「非課税口座廃止届出書の法第三十七条の十四第十六項に規定する」を加え、「非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書」を「非課税適用確認書等」に改め、同条第十一項中「第四条」を「第四条第一項から第三項まで及び第七項から第九項まで」に、「、同項」を「、法第三十七条の十四第六項」に改め、同条第二十六項第一号中「書類の名称」を「同号に規定する住所等確認書類の名称」に、「同条第八項第二号」を「同号」に、「同条第十七項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二十八項第一号中「提出を」を「法第三十七条の十四第十三項に規定する提出（以下この項において「金融商品取引業者等変更届出書の提出」という。）を」に改め、同項第二号中「非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書」を「非課税適用確認書等」に改める。

第十八条の十五の四第一項第一号中「以下この条（第三項を除く。）及び同号イ」を「次号及び次項並びに第十八条の十五の九第二項第八号イ」に改め、同条第五項第二号中「非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書」を「前条第十五項第二号に規定する非課税適用確認書等」に、「前条第十五項第二号」を「同号」に改める。

第十八条の十五の五第二号中「非課税適用確認書、勘定廃止通知書若しくは非課税口座廃止通知書」を「第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する非課税適用確認書等」に、「第十八条の十五の三第十五項第二号」を「同号」に改める。

第十八条の十五の八第一項第二号中「の翌日から五年を経過する日」を削り、同条第四項中「及び帰国届出書」を「、帰国届出書、非課税口座異動届出書、非課税口座移管依頼書及び非課税口座開設者死亡届出書」に改め、「同号に規定する」を削る。

第十八条の十五の九第二項第二号中「非課税適用確認書、勘定廃止通知書及び非課税口座廃止通知書」を「第十八条の十五の三第十五項第二号に規定する非課税適用確認書等」に、「第十八条の十五の三第十五項第二号」を「同号」に改め、同項第四号中「同号イ」を「法第三十七条の十四第五項第二号イ」に改める。